

市第55号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正

1 提案理由

令和8年度以降、マイナンバーカードを医療費助成事業の医療証として利用できるようにする取組を国が全国的に進めており、令和5年度は先行実施事業に16自治体が選定されています。

今回、令和6年度の先行実施事業に本市の重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児医療費助成事業について応募し、採択されました。

これに伴い、「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月市条例第52号）」の一部を改正します。

2 改正の概要

本条例に定める個人番号及び特定個人情報を利用する事務に、「重度障害者の医療費助成に関する事務」を追加します。

なお、ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児医療費助成事業については、既に番号条例に規定されています。

3 施行予定日

公布の日

4 今後の予定

現在システム改修を進めており、令和7年4月頃から本市においてマイナンバーカードを医療証として利用することが可能となる予定です。